



険しい表情で首肯相(右)を迎える佐藤知事  
|| 福島県庁で21日午前9時36分、関雄輔撮影

# 自力入居も家賃負担

## 被災者 仮設住宅扱い

岩手県

警戒区域は20キロ圏内に居住者がいない広野町を除く、2市5町2村に設定する。一時帰宅の際、再び圏外への避難を求める法的根拠を整える目的がある。災害対策基本法に基づいて市町村長が設定す

(社会面に関連記事)

東日本大震災で住宅を失った被災者が避難所などから民間賃貸住宅に移るケースに関して岩手県は、被災者が既に自力で入居した賃貸住宅も借り上げ対象にして家賃や共益費を負担する独自方針を決めた。入居契約時にさかのぼって敷金や礼金を負担することも検討。家賃には上限を設けるものの、契約期間は仮設住宅と同様2年とする。仮設住宅の供給が遅れている中、早期の生活再建には柔軟な支

援が必要と判断した。災害救助法は避難所早期解消のため、県が民間賃貸住宅を借り上げて仮設住宅とすることを認めており、県の借り上げ後に被災者は避難所などから移る仕組み。しかし、それに先立ち被災者が自力で契約・入居した場合は対象外で、岩手県は「入居時期が違っただけで不平等が生じるのは問題」(地域福祉課)と判断した。

同法に基づき借り上げ手続きが始まっている宮城、福島両県の担当者も自力入居の場合に関し、毎日新聞の取材に「何らかの支援ができないか検討中」と話している。

被災地の避難所では今も家を失った人が多数暮らす。仮設住宅の供給は始まったばかり。自宅兼店舗を津波で流され、避難所で暮らす岩手県宮古市内の自営業の男性(68)は「市内で床上浸水にとどまったアパートをなんとか押さえた。住める状態になるのを待っている。【川口裕之】」



集団避難で離れ離れになるのを前に、集合写真に納まる避難所の人たち  
|| 宮城県南三陸町の志津川小学校で19日、丸山博撮影

### 別れても思い一つ 南三陸

東日本大震災の大津波で壊滅的被害を受けた宮城県南三陸町で21日、同町としては第2陣となる被災者の集団避難が始まった。町立志津川小の避難所は、152人のう

ち約60人が町外に出る。別れの日を前に、1カ月半、苦楽を分かち合った町の人たちが集合写真に納まった。

(社会面に関連記事)

同町は人口約1万8000人。死者・行方不明者は1121人に達する。町は県内外の7市

町に集団避難を計画。今月上旬に第1して822人が移転していた。

第2陣は現在避難所にいる約6400人。ち471人。「帰郷」はいつになるか。たちは互いの無事や健康を願いながら難所での別れを惜しんだ。【堀智行、丸山